

仕様書

1 件名

令和5年度国際スポーツ大会のレガシーを活用したサイト運営管理業務委託

2 目的

東京都は東京都観光産業振興実行プランで掲げる「PRIME 観光都市・東京」の実現を図り、訪都旅行者数を増大させるため、国内外に向けて「旅行地としての東京」の魅力を印象づけるための取組を実施している。

その取組の一環として、本事業においては、令和3年度に国際スポーツ大会の注目度を活用し、大会により創出されたレガシーを通じて、大会後の訪都意欲向上を図ることを目的として公開した特設サイト『Tokyo after the Games (<https://games.tokyotokyo.jp> (以下「サイト」という。))』を適切に運営管理する。

3 契約期間

令和5年5月16日から令和6年3月31日まで

4 全体運営

(1) 全般について

受託者は本仕様書に掲げる目的に基づき、サイトの保守・運営管理を行うこと。運営スケジュールを立てて、公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）と協議の上、進めること。

(2) 実施体制

受託者は本委託を効果的且つ効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- ア. 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。
- イ. スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVBの承認を得ること。

5 委託内容

(1) サイトの保守・運営管理

- ア. 前受託事業者より適切に引継ぎ、受託者が用意するサーバーにて運営・管理すること。
- イ. 既に取得・使用しているドメインの継続と管理を行うこと。
- ウ. 受託者はサイトの運営が正常に行われるために全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。
- エ. サイトの運営システムの運用管理体制のイメージを示すこと。通常時及び障害時の緊急連絡体制を記載すること。障害発生時は迅速に対応可能な体制とすること。

オ. サイト運営に使用するシステム等（サーバーなどのインフラ、使用ツール類、CMS 等）は、必要に応じて最新版へのアップデートを実施すること。脆弱性や不具合など、緊急性の高いものについては、速やかに TCVB に共有し、指示を仰ぐこと。なお、アップデートを実施した際は TCVB へ報告すること。

カ. サーバーについては、令和 4 年度は広告配信等を実施するにあたり下記機能を備えた Amazon Web Services を用いたが、令和 5 年度はサイトの保守・運営管理のみのため、当該業務に必要な機能を備えたサーバーを用いること。

CPU（仮想 CPU）：vCPU 8

メモリ：32GB

OS バージョン：CentOS 2（Amazon Linux 2）

PHP バージョン：8.1

MYSQL：8.0.x 系

キ. 別紙 1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を参照の上、観光サイトとして必要と思われる項目については同ルールに準じること。

ク. 別紙 2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

(2) その他

ア. 既存コンテンツの 2 次利用に際し、再編集等が必要な場合は、令和 4 年度の受託事業者と連絡をとった上で対応すること。なお、再編集に要する費用は委託費には含めないものとする。

イ. 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引き継ぎ等に関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。

6 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後に一括で行うこととする。TCVB の承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告について

委託完了後に、別紙 3「委託完了届」を提出すること。

7 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVB と協議し、承認を得た事項については、この限りでない。

8 委託事項・関係法令の遵守

(1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守する

こと。

- (2) 別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

9 秘密の保持

受託者は、上記7によりTCVBが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。TCVBが承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10 個人情報の保護

- (1) 別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

- (2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、以下を指す。

- ・本事業の遂行にあたって入手した関係者の氏名・連絡先・メールアドレスなど
- ・他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスなど）がシステムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (3) 本事業実施にあたり、TCVBに承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

11 その他

- (1) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、両者協議の上、契約内容を変更する。
- (3) 本事業の委託者はTCVBであるが、実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (4) 受託者が良好な履行を行ったとTCVBが判断する場合、履行期間については1年間を単位として最大1回の契約更改ができるものとする。但し、次年度以降の本事業の実施や規模については、契約期間内に別途提示することとする。
- (5) 感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第17条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- (6) TCVBは必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）

を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団
観光事業部 03-5579-2683